

障 障 発 0 1 2 3 第 1 号  
平 成 3 1 年 1 月 2 3 日

都 道 府 県  
各 指 定 都 市 民 生 主 管 部 ( 局 ) 長 殿  
児 童 相 談 所 設 置 市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長  
(公印省略)

障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金の取扱いについて

平成30年度における障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について、障害児施設措置費・給付費の主な改正点及び運用上留意すべき事項は次のとおりであるので、事務処理に遺漏のないよう配慮されたい。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市及び児童相談所設置市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

第 1 障害児施設措置費関係の改正内容について

(1) 事務費関係

①職員健康管理費 常勤・非常勤職員	(平成 29 年度) 5,997 円	→	(平成 30 年度) 6,337 円
②社会保険料事業主負担金	21.005%	→	21.166%
③地域手当率	5.90%	→	5.82%
④期末勤勉手当	4.40	→	4.45
⑤医師初任給調整手当			
1 種	414,300	→	414,800
2 種	368,400	→	368,800
3 種	308,300	→	308,600
4 種	250,900	→	251,200
5 種	184,500	→	184,700

(2) 事業費関係

①一般生活費

49,420 円 → 49,770 円

②重度障害児支援加算費

ア 知的障害児

25%加算分 49,700 円 → 50,310 円

30%加算分 59,640 円 → 60,370 円

イ 自閉症児

25%加算分 49,700 円 → 50,310 円

30%加算分 59,640 円 → 60,370 円

ウ 盲児

25%加算分 47,570 円 → 48,120 円

30%加算分 57,090 円 → 57,760 円

エ ろうあ児

25%加算分 42,950 円 → 43,470 円

30%加算分 51,550 円 → 52,160 円

オ 肢体不自由児

59,640 円 → 60,370 円

③強度行動障害児特別支援加算費

238,130 円 → 240,390 円

④重度重複障害児加算費

33,600 円 → 33,600 円

⑤日用品費

19,540 円 → 19,930 円

⑥重症児指導費

246,650 円 → 249,130 円

⑦期末一時扶助費

5,310 円 → 5,410 円

⑧児童用採暖費

5級地	7,160円	→	7,300円
4級地	5,480円	→	5,590円
3級地	3,550円	→	3,620円
2級地	2,640円	→	2,690円
その他の地域	1,320円	→	1,350円

(3) その他

- 平成29年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律附則別表の改正に伴い、幸手市の「地域区分」を6級地（「6%」）、昭島市の「地域区分」を3級地（「15%」）、東大和市の「地域区分」を4級地（「12%」）に設定する。

自治体	現行（独自設定）	改定後（人事院規則）
幸手市	設定なし	6級地（6%）
昭島市	4級地（12%）	3級地（15%）
東大和市	4級地（12%）	4級地（12%）

- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、新たに「心理指導担当職員配置加算費（公認心理師を配置した場合）」、「看護職員配置加算（Ⅱ）費」、「児童指導員等加配加算費」を創設する。
- 入所している障害児の幼稚園就園に必要な経費について、他の児童福祉施設同様に支弁できることとする「幼稚園費」を創設する。

- (4) この他、平成29年人事院勧告に基づく俸給表の改正等に伴い、保育士等加算費等の保護単価表を改正する。

参考	別紙1	平成30年度	管理費単価表
	別紙2	平成30年度	障害児入所施設職員の本俸基準額表
	別紙3	平成30年度	障害児入所施設職員の特殊業務手当基準額表
	別紙4		障害児入所施設職員配置基準
	別紙5	平成30年度	保護単価（1人当たり）表